

いよいよ竹腰所長が証言台に立つ 所長室から一步も出ない所長が何を証言するのか！ 私が責任者で山崎は全て私の指示通りだった！

一昨年8月5日提訴した「コロナ裁判」は今年3年目に入り、いよいよ大詰め証人尋問へと舞台を移します。2月3日13時10分から大阪地裁708号法廷で行われる証人尋問では、サービック第一事業所の竹腰所長が本社の友繁部長の次に2番手として登場します。普段は所長室から一步も出ない竹腰所長がいったいどんな証言をするのか内外から注目を集めています。非常に楽しみです。

12月24日の第7回弁論では原告・被告双方から6名の証人申請があり、逃亡した山崎副所長以外の5名が採用（山崎副所長は会社が申請せず）されました。

証人に採用された5名の「陳述書」が12月17日付で裁判所に提出されました。竹腰所長は何を勘違いしたのか「陳述書」で、原告の萩原さん、柿本さんと争点となっていない「的外れ」な事ばかり主張しました。

- ①私が第一事業所の責任者であり、山崎副所長は私の指示に従っていただけ。
- ②「課題」は内容が極めて簡単なもので、短時間で処理できるもの。
- ③原告が「自宅待機」を外された日は、元々出勤する予定の日だった。これだけです。

しかし原告の萩原さんと柿本さんは、そんなことは問題にしていません。萩原さんと柿本さんが問題にしているのは①「自宅待機」に指定された日は会社の掲示で指示した通り「有給休暇」である。それ以外の指示、説明は一切ない。②したがって、有給休暇の日は会社の指揮命令下がないから、業務である「課題」を課すことは不法である。③会社は当初から「自宅待機」を「休業」として、政府から「雇用調整助成金」を受給していたのであり、「休業」は勤務ではない。④休業中に業務としての「課題」を強要したのであれば、それは「休業」ではなく「勤務」であり「雇用調整助成金」の不正受給になり犯罪である。⑤たとえ、仮に「自宅待機」中に課題を強要できたとしても、提出しないことを理由に「自宅待機」から除外することは社員に対する「安全配慮義務違反」である。ということです。

**竹腰所長の証言を聞きに大阪地裁へ行こう！
雇用調整助成金の不正受給なら社会問題・社長の進退問題か？
【第8回 口頭弁論】日時 2022年2月3日(木) 13時10分から**